

# 「近畿大学工学部産学官連携推進協力会」会則

(名称)

第1条 本会は、近畿大学工学部産学官連携推進協力会と称する。

(目的)

第2条 本会は、近畿大学工学部と地域産業界等との連携を深め、技術交流や情報交換等各種事業を通し、地域産業の発展に寄与するとともに、近畿大学の教育研究の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 近畿大学と地域産業との交流に関する事。
- (2) 共同研究などの推進に関する事。
- (3) 技術相談に関する事。
- (4) 技術分野での情報交換に関する事。
- (5) 技術に関する講演会、講習会、研修会などの開催及び情報誌の発行。
- (6) 企業社員の研修等育成支援事業に関する事。
- (7) 近畿大学の教育研究の振興に関する事。
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(会員)

第4条 本会は、本会設立の趣旨に賛同する企業、団体、法人及び個人をもって組織する。会員は賛助会員、法人会員、個人会員とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において会員のうちから選出する。ただし、会計 1名は近畿大学工学部事務部長(事務長)が就任する。

(役員の仕事)

- 第7条 会長は、本会を代表し本会の業務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。
  - 3 理事は、本会運営に関する事項を処理する。
  - 4 監事は、本会の会計及び事業の状況を監査する。

(役員の仕事)

- 第8条 役員の仕事は 2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 9 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会で推薦し、総会の議を経て決定する。

3 顧問は、会長の諮問に応じる。

(会議)

第 10 条 会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第 11 条

総会は、会員をもって構成し毎年 1 回開催する。

2 会長は、総会の議長となる。

3 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画

(2) 予算

(3) 役員を選出

(4) 会則の改正

(5) その他

(役員会)

第 12 条 役員会は、第 5 条に定める役員をもって構成し必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、役員会の議長となる。

3 役員会は、本会の事業、会計及び運営に関する諸事項を協議し、これを処理する。

4 役員会は年度末に会務ならびに会計報告を作り、総会で会員の承認を受けなければならない。

(経費等)

第 13 条 本会の運営は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。会費は一年間、法人会員一口 5,000 円、個人会員一口 2,000 円とする。

(事業年度)

第 14 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 15 条 本会の事務局は、近畿大学次世代基盤技術研究所事務室内に置く。

(雑則)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、役員会においてこれを定める。

附則

この会則は、平成 14 年 10 月 28 日から施行する。

附則

この会則の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この会則の改正は、平成 23 年 6 月 16 日から施行する。